

令和8年度（随時任用） 帯広市会計年度任用職員の募集（勤務条件等）について

募集内容

職種:事務員 I

募集番号	所属課 (勤務場所)	主な業務内容	募集人員	再度任用の 上限回数	賃金 形態	勤務時間	加入保険	必要資格等
1	商業労働課 (市役所本庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動交流センターの管理運営に関すること (センターの利用促進、施設の機能改善、使用許可申請等の受付・許可、管理・運営など) 駅北多目的広場の管理運営に関すること (広場の利用促進、使用許可申請等の受付・許可、維持管理、大型テント及び机・椅子の管理・貸付など) 営業証明書の交付等に係る窓口業務 課内の庶務、事務補助、電話対応など 	1名	4回 まで	月給	<ul style="list-style-type: none"> 月～金のうち4日間 週29時間勤務 8:45～17:00(休憩60分) 	健康保険 厚生年金 雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車運転免許 パソコンの基礎的な操作(文字の入力等)ができること

■受付期間 令和8年2月26日(木)～令和8年3月31日(火) 受付時間:午前8時45分から午後5時30分(土日祝日を除きます)

※応募状況に応じて、随時面接を実施し、採用が決定次第、募集受付は終了します。

※定員に達しない場合は継続して募集します。

■申込方法 上記期間内に、①履歴書(顔写真貼付)及び②作文(自筆)を持参の上、帯広市商業労働課(市庁舎7階)へお申し込みください。(郵送不可)

＝履歴書に関する注意事項＝

提出いただいた履歴書及び作文は返却しません。

■面接日 随時実施(後日調整)

■面接会場 面接日、面接会場の詳細については、後日履歴書に記載の電話番号にご連絡します。

■任用期間 任用期間は令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までですが、業務が継続し、かつ勤務状況等が良好であれば翌年度1年間再度任用されます。
なお、上表、再度任用上限回数『4回まで』とあるのは、最長で通算5年目の年度末の勤務を上限とするものです。

■年齢制限 なし

■応募資格 ①市税等に滞納のない方。

②地方公務員法第16条に該当しない方(以下、地方公務員法第16条抜粋)※該当する方は申し込みできません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者

・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■その他 市役所のワーク・ライフ・バランスの実施に向け、「主な業務内容」のほか、所属課内外の応援に関することも従事すべき業務の内容に含まれます。

■問合せ先など 試験に関すること全般、申込方法、申込先、業務内容及び必要資格等

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市商業労働課 会計年度任用職員採用 担当 土森宛 電話:0155-65-4164

報酬について

学歴や職歴の期間等に応じて基準に従い決定します(月額140,700円～175,500円)。

所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じた通勤費相当額が加算されます。

要件を満たした場合、基準に従い、6月・12月に在職期間に応じ期末勤勉手当が支給されます。

※報酬月額個別照会にはお答えできません。

※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。

例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。

★作文のテーマについて★

『私が帯広市会計年度任用職員に応募する理由』と題して、職務経歴・知識・経験等の自己PRを織り交ぜ 400字以内 にまとめてください。

※期日までに作文の提出がない場合は、面接試験を受けることは出来ませんのでご注意ください。